海上保安官署施設費に係る事業の新規採択時評価表

評価年度:18年度

| 事業概要 | 事業名 | 船艇基地施設の整備(石垣) |
|-------|--------|---|
| | 事業場所 | 沖縄県石垣市石垣港埠頭用地浜崎船溜り |
| | 構造・規模 | 船艇基地施設:S-2 710㎡ (新設) |
| 事業の評価 | 事業の緊急性 | 100点 |
| | 計画の妥当性 | 1 2 1点 |
| | 事業の効果 | 1 1 6 点 |
| | 新規採択理由 | 最近、海上保安庁では、東シナ海の日中地理的中間付近での中国の資源開発、国連海洋法条約に基づく事前申請を行わずに我が国の排他的経済水域において中国海洋調査船が行う海洋調査、中国、台湾の活動家による尖閣諸島領有権主張活動等、我が国の海洋権益や領有権を脅かす事態への対応が益々重要となってきている。 このような中、石垣地区は海洋権益の保全及び不審船事案対応のための前進基地、尖閣警備のための派遣巡視船艇の中継基地として重要な活動拠点となっている。 しかし、港湾事情により多数の所属船艇の定係地が分散していることにより、船艇間の相互協力、施設・物品の共用等が図れず、事案対応への遅延も懸念されるなど、派遣船艇への後方支援も含め非効率な基地運営となっており、重要な活動拠点としては極めて脆弱であることから、定係地の集約化を図り、基地機能を充実強化するため、船艇基地施設の整備を行う必要がある。 |

